

北海道告示第 10451 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があった次の区域及び区分に係る特定第 2 号漁業者の共済契約の締結の申込みの同意について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 6 年 3 月 15 日

北海道知事 鈴木直道

区域	区分
江良区域（松前さくら漁業協同組合の地区のうち、松前町字神山、字原口、字白坂、字二越、字江良、字大津及び字大島の地域）	いか釣り漁業及びまぐろはえ縄漁業を合わせ営む小型漁船漁業
小島区域（松前さくら漁業協同組合の地区のうち、松前町字茂草、字静浦、字赤神、字札前、字館浜及び字小島の地域）	いか釣り漁業及びまぐろはえ縄漁業を合わせ営む小型漁船漁業 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（2 に掲げる漁業以外の漁業をいう。） ※ 2 に掲げる漁業とは、 2 総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業及び小型漁船漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）をいう。 ※ 1 に掲げる漁業とは、 1 いか釣り漁業及びまぐろはえ縄漁業を合わせ営む小型漁船漁業をいう。
木直区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市木直町及び古部町の地域）	総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数 4 トン以上の漁船による小型漁船漁業（1 に掲げる漁業以外の漁業をいう。） ※ 1 に掲げる漁業とは、 1 総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業をいう。
尾札部区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市尾札部町の地域）	総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数4トン以上の漁船による小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

※1に掲げる漁業とは、

- 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業をいう。

川汲区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市川汲町の地域）

総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数4トン以上の漁船による小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

※1に掲げる漁業とは、

- 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業をいう。

安浦区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市安浦町の地域）

総トン数4トン以上の漁船による小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）

※1に掲げる漁業とは、

- 1 総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業をいう。

臼尻・大船区域（南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市臼尻町、大船町、双見町、岩戸町及び豊崎町の地域）

総トン数20トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船によるいか釣り漁業であって、南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市臼尻町の地域の者が営む漁業

総トン数10トン以上20トン未満の漁船による漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数4トン以上の漁船による小型漁船漁業（1に掲げる漁業以外の漁業をいう。）であって、南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市臼尻町の地域の者が営む漁業

※1に掲げる漁業とは、

- 1 総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業及び総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船によるいか釣り漁業であって、南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市白尻町の地域の者が営む漁業

総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船による漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）及び総トン数 4 トン以上の漁船による小型漁船漁業（2に掲げる漁業以外の漁業をいう。）であって、南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市大船町、双見町、岩戸町及び豊崎町の地域の者が営む漁業

※2に掲げる漁業とは、

- 2 総トン数 20 トン未満の漁船によるすけとうだら刺し網漁業であって、南かやべ漁業協同組合の地区のうち、函館市大船町、双見町、岩戸町及び豊崎町の地域の者が営む漁業

白糠区域（白糠漁業協同組合の地区）

春さけ定置漁業

厚岸区域（厚岸漁業協同組合の地区）

総トン数 10 トン以上 14 トン未満の漁船による太平洋さけ・ます流し網漁業及び総トン数 10 トン以上の漁船によるさんま棒受網漁業